

医療情報・システム基盤整備体制充実加算に関する掲示

当院はオンライン資格確認について下記の整備を行っております。

オンライン資格確認を行う体制を有しております。

薬剤情報、特定健診情報その他の必要な情報を取得・活用して診療を行います。

令和5年9月1日～令和5年12月31日までの初再診時に限る。

医療情報・システム基盤整備体制加算（月1回）

国が定めた診療報酬算定要件に従い下表のとおり診療報酬点数を算定いたします。

＜初診時＞	項 目	診療点数	3割負担時自己負担額
オンライン資格確認を行ったが、診療情報の取得に同意しない場合	加算1	6点	18円
健康保険証による資格確認を行った場合	加算1	6点	18円
オンライン資格確認を行い、診療情報に同意した場合 *1	加算2	2点	6円
他の医療機関から診療情報受けた場合	加算2	2点	6円

*1 カード破損し利用できない場合、電子証明書失効時は加算1となります。

※久しぶりの受診や新たな疾患で受診された場合は初診料を算定する場合がございます。

＜再診時＞	項 目	診療点数	3割負担時自己負担額
オンライン資格確認を行ったが、診療情報取得に同意しない場合	加算2	2点	6円
健康保険証による資格確認を行った場合	加算2	2点	6円

カード破損し利用できない場合、電子証明書失効時は加算2となります。

正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証（マイナンバーカードの保険証利用）によるオンライン資格確認等にご協力をお願いいたします。

令和5年9月1日 医療法人社団 太黒胃腸内科病院院長